


所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について				
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 公職選挙法が一部改正され、東京都内の他の区市町村に転出した選挙人が都政選挙を旧住所地の東大和市で投票する場合の投票資格の確認方法を新たに定める必要があるため、東大和市選挙執行規程の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 東京都内の他の区市町村に転出した選挙人が都政選挙を旧住所地の東大和市で投票する場合、投票資格の確認は、当該選挙人から東京都内の他の区市町村に住所を有することを証するに足りる文書（住民票の写し等）の提示を受けることに加え、新たに住民基本台帳ネットワークシステムを用いた確認の方法を追加する。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市から東京都内の他の区市町村に転出した選挙人の都政選挙における住所確認の際に、確認手続きの簡略化が図られ、選挙人の利便性を向上させることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年12月2日、公職選挙法の一部を改正する法律の公布（同一都道府県内移転時の取扱いの改善） 文書課法規係において、改正案文の審査済み。 平成30年9月3日、平成30年第9回選挙管理委員会で議決 平成30年9月3日、東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程の公布（告示） 					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。